



路政春秋

詣てる人のなき義人の墓

埼玉縣児玉郡東児玉村關の觀音堂境内に「權大僧都露悅靜心居士」の石碑がある、詣づる人なき墓として知られて居たが計らずも今より約百六十年前即ち寶曆十四年から明和元年に至る關東北部九郡百二十五ヶ村に關する傳馬騷動の犠牲者兵内名主の墓であることが明かになつた、此騷動は當時江戸幕府には毎年朝鮮の使節來朝、これを江戸で接待するのが例で、これが費用夫は御國役金並に傳馬として全國に賦課、特に寶曆十四年秋の賦課は意外に重く、この調子では百姓の食物や家財道具全部徴收されてしまふので同年閏十二月十六日東児玉

村十條河原に兒玉郡二十八村、賀美郡十ヶ村、榛澤郡廿五ヶ村、上野國二十一ヶ村、佐波郡二十八ヶ村、新田郡四十七ヶ村、秩父郡十九ヶ村、那賀郡十ヶ村、合計九郡百二十五ヶ村の十五歳より六十歳までの男一萬餘人集合、本庄宿へ押し出し高崎城主の制止もきかず中山道を上り、鴻巣宿まで押し出したがこゝで阻止され解散改めて廻り連判状を作割中直訴の計畫露見、關の名主遠藤兵内及び二十七名主は入牢となり、兵内のみは翌々明和三年二月十三日江戸にて斬せられ又牢死せる名主組頭十一名に及んだ、然して兵内の首は關地内志戸川邊りに鼻首に付され村民は暗夜、秘かにこれを觀音堂境内に埋め其處に建立した供養塔であ

注
本欄は讀者諸氏の利用に提供す、治安と風俗とを害し又は人身攻撃に過らざる限り奇想天外的の寄稿を望む、一文は四百字位にて取捨は編輯子に一任、原稿は道路の改良編輯部宛のこと。

保險魔と五十歩百歩か

る、寔に義人の精神は奪ふべきである。
或るうすら寒い晩秋の朝市バスの中で六十歳近い一老翁が隣席の一紳士と雑談を交して居つた、フト耳に入りたるは「此頃新聞で熾にかき立ててる自分の子供を保險に付し其保險金を取らんと企て親として其子供を殺したと云ふ者が極悪な保險魔として攻撃せられておるが實に野獸にも劣つたことだと思ふ併しデスネ私は子供が次ぎから次へと死ぬるからイツン保險をつけておけば儲かるかと考へ夫れから生れるとすぐ其子に保險をつけた、次の子にも保險をつけた其の次の子にもつけたが一向死なないので

却つて皆立派に青つて行くので此頃は掛金に困ることもある、考へると子殺しの保険魔と云はれておるものと五十歩百歩である、彼は殺したと云ふが自分は子が死ねばよいと云はんばかりのさもしい心である子供の生命を保険金にかへると云ふ人非人の念願には少しも變りがない、何にやかやと正直そうに言ふ人も多いが其心は前に變りはありませんやハツア……と問はず語りの一老翁の述懐談に聞くともしに聞いた自分分は矢張正直な良心は市井にあるかと考へさせられた。

言を慎むのが人の道

建國精神即ち協和會精神は日本精神と一致すと言ひながら議會政治の擧に做はずと言へば前後の言を照合し甚だ行きたる言句であると思ふた、果せるかな此等の言句が黨人達に大きな impression を與へた、議會政治が滿洲國民に不適當であると觀察するは其人により異なるべきも議會政治が全體

的に大缺陷ありとし之れに對して憂愁に堪へぬものとして排斥しなければならぬか政黨の負ふ所の黨弊と議會政治と同一視すべからざるは廣く首肯せらるゝ處である、非法な Terrorism が所屬する團體を指して其の擧に做ふ勿れと云ふのが甚しき不當である如くに恰當な意見でない。言は慎しまなければならぬ、實に行き過ぎた言は述べべきものでない、言論に對しては慎重に取扱ふの用意が大切である、人類社會の法則は僞らず飾らず克く己れの分を守るに在る。攻城の法は一方に逃遁の路をひらくべしと聞く、戰術の要は勝を七分に止むるにありとかや、窮鼠猫を嚙むの諺さへある、行き過ぎぬ程度にすれば相手は自ら衰滅する理である。

能率向上執務の條件

サラリーマンの心得として讀むべし、仕事に不忠實な給料只取りの連中には無益の一文なり、見よ讀めよ、腰掛の高さは膝ま

での高さと同じが理想的である。腰掛けて見て膝から直角に足が曲るやうなのがよいことになる。

机の高さは机に肘をついてみて肘から膝までの高さ膝から床までの高さ合せたものが、机の高さになれば一番よい。

机と腰掛の距離は机の下に腰掛けが○・二五センチメートルから三センチメートル食ひ込んであるときが、もつとも理想的である。

腰掛が机の下に喰ひこんでゐるときをマインスといひ、反對に全く離れてしまつてゐるときをプラスといふが、プラスのときには身體が机に向つて曲るから有害である机の上面は平なよりも傾斜してゐる方がよい。自分の方に向つて十度位に傾いてゐるのが一番都合がよい。

使ふ紙はあまり光澤があると無暗に眼を疲らせるものだ。反射が強いからである。

室温はどの位がよいかといふと攝氏二十度前後がよく、湿度は五〇パーセント位が

よい。換氣は一時間に三回を適當とする。常に新鮮な戶外空氣が室の一方から送られて、ゆるやかに他方に流れて行くやうにしたいものである。

大ていの事務労働者は執務し乍ら煙草を喫ふが、これは室内の空氣を悪くするからいけない。

眼が疲れて障害を起さぬやうにまはり青い樹木が植つてゐると良いが、ビルディング街などでは、遠方の青空でも見つめると、障害を防止することになる。

夜泣き名橋も浮び出た

湘南パーク・ウェイの名橋湘南大橋は五十萬圓を投じた馬入川々口の名橋であるが橋上四十八個の燈明も電燈料金年六百圓を要するので闇の夜にさすがの名橋も泣き明かしたのであるとの事であつたが十月二十三日渡橋式でやつと浮び出たとの噂である。點燈料支辨の方法は如何に解決したのか相模橋から茅ヶ崎沖みればなくは千鳥か名橋

かと唄はれずに終つた目出度事に候。

飲酒を獎勵せんとの

聲?

文部省構内に財團法人勤勞者教育中央會がある、其の機關誌「勤勞者講座」に「禁酒の損害? 米國に於ける禁酒は一九二〇年一月十六日から始まつて其後十三年間續いたわけであるが、此の間に於ける損害は禁酒の爲の貴き犠牲ではあるが第一、酒税收入百二十億ドルが消し飛んでゐるし、第二に禁酒法の爲に警官や一般人の命を失つた者が千三百六十人捕縛された者八十五萬人に及びその内五十三萬八千人は起訴せられてゐる。之等の者の入獄(ハイキングぢやないし、獄の誤植か)の經費や裁判費用は五億二千萬ドル之に依つて申渡した罰金の總額七千五百萬ドル等々があげられてゐる皮肉な損害ではある」と尤で禁酒防止宣傳めいた記事がある、飲酒に依りて生ずる財貨的損失、人命的損傷、裁判費用、入

獄人員及經費等を比較してこそ適切である、禁酒に依る現象のみを記載して居るのは特輯號としてまでも刊行するを以て見ると飲酒勵獎を精神作興上の方策であるとの意圖であらうか大正一一年法第二〇號の未成年者飲酒禁止法の廢止論など主張しては如何。

行政機構改革をどう見るか

行政機構改革問題は其主唱者のイデオロギイに對し國民は大なる關心をもつものであるが地方長官達の意見なるものとして巷間傳へらるゝ處に依ると

中央制度の改革

- 一、國務大臣と各省大臣を區別すること
- 一、無任所大臣を設置すること
- 一、法制局資源局内閣調査局を統合統一して國務省を創設すること
- 一、内閣調査局を擴大強化すること
- 一、無任所大臣は内閣調査局乃至國政調査

局長の長官たる事

一、内閣に人事局を創設する事

一、拓務省を廢止して内閣又は内務省の一部局とする事

一、衛生省を設置する事

一、社會省を設置すること

一、農林、商工兩省を合せて産業省とすること

一、逓信鐵道兩省を合せて交通省とすること

地方制度の改革

一、東北六縣の上に東北廳を設置すること

一、數府縣の上に道又は州の長官をおく事

一、鑛山、稅務、營林等の特殊官廳を併合する事

一、地方廳の現行部制による劃

一、化制度を廢止して地方の實情に即せる部制を設けること

一、總務部長の格を副知事級とすること

一、地方廳に社會部、衛生部を創設すること

一、中間行政機關を設置すること

一、學務部を總務部に併合すること

一、府縣の行政區域を廢置分合すること

一、各種産業團體を整理統制して市町村の管轄下に統制合すること

一、市町村會の部落を行政單位とすること

一、都市行政の劃一化を矯正すること

人事行政の刷新

一、人事行政の各省割據主義を廢すること

一、中央地方の人事入替へを行ふこと

一、特別任用の制度を擴充すること

一、身分保障制度に修正を加へること

一、停年制を設けること

一、官吏の教養機關を設ける事

當るも八卦當らぬも八卦である。

農 民 道 場

(農林省經濟更生部の發表)

農山村漁村經濟更生の徹底を期する爲めには眞に農民精神を體得し、勤勞主義に徹底した中心人物を養成して、斯かる人物を

農村に送り、其の人が自ら農業に従事しながら地方の儀表となり、率先して經濟更生に活躍することが極めて必要である。

斯様な見地から國庫助成によつて昭和九年度に修練農場(農民道場)が十九ヶ所、漁村道場の一ヶ所設立され、更に十年度に農民道場二ヶ所、十一年度に東北に漁村道場山村道場が新設せられ又從來の施設に對して女子短期訓練の施設が擴張された。

輪禍防止策の急務

産業上、國防上の設備として道路の改良事業は急速度に實現しなければ文化に伴はない現象を招來すべきは敢て言ふことを待たないが路面改良の結果は愈々益と快走力の交通機關の發達を促進し之を運轉するものゝ智徳の不足は輪禍の慘事愈々増大するを視る實に現代の一大痛恨事である。輪禍防止策の出現や如何。

X

X